

未熟児養育医療保護者負担金

徴収基準額（月額）

階層区分	世帯の階層区分			徴収基準月額	加算基準月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B階層	A階層を除き、当該年度の市町村民税非課税世帯			2,600	260
C階層	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税非課税世帯	市町村民税の均等割のみ課税世帯	C1	5,400	540
		市町村民税の所得割課税世帯	C2	7,900	790
D階層	前年分の所得税課税世帯であってその額の年額区分が次の額であるもの	所得税の年額15,000円以下	D1	10,800	1,080
		15,001円～40,000円	D2	16,200	1,620
		40,001円～70,000円	D3	22,400	2,240
		70,001円～183,000円	D4	34,800	3,480
		183,001円～403,000円	D5	49,400	4,940
		403,001円～703,000円	D6	65,000	6,500
		703,001円～1,078,000円	D7	82,400	8,240
		1,078,001円～1,632,000円	D8	102,000	10,200
		1,632,001円～2,303,000円	D9	123,400	12,340
		2,303,001円～3,117,000円	D10	147,000	14,700
		3,117,001円～4,173,000円	D11	172,500	17,250
		4,173,001円～5,334,000円	D12	199,900	19,900
		5,334,001円～6,674,000円	D13	229,400	22,940
		6,674,001円以上	D14	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円

備考

- 1 加算基準月額とは、同一世帯から2人以上の乳児が同一月に給付を受ける場合には、2人目以上の乳児に適応する徴収基準月額となります。
- 2 徴収基準月額欄の「全額」とは、当該乳児の措置に要した費用につき、町長が支弁すべき額又は費用総額から社会保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた残りの額をいいます。
- 3 世帯階層区分の認定は、当該乳児の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に乳児を扶養しているもののうち、当該乳児の扶養義務者すべてについて、その所得税の有無等により行うものである。
- 4 D14階層以外の徴収額は、日割り計算した額とし、10円単位は切り捨てます。

徴収基準月額又は加算基準月額×(その月において養育医療の給付を受けた日数/その月の実日数)